

第 号

相 当 指 定 書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号）附則第3条第1項の規定により、下記の有害水バラスト処理設備について相当指定する。

記

- 1 有害水バラスト処理設備の名称
- 2 有害水バラスト処理設備の型式
- 3 備考

年 月 日

国土交通大臣 